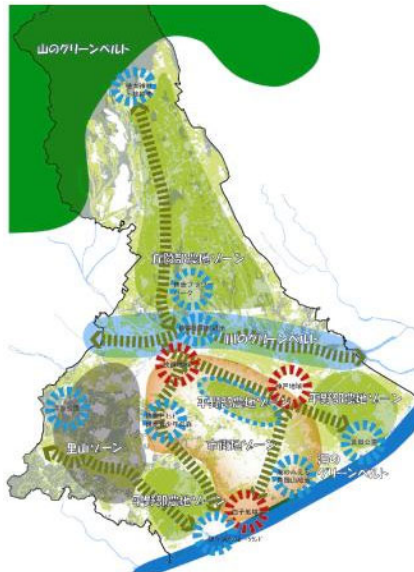
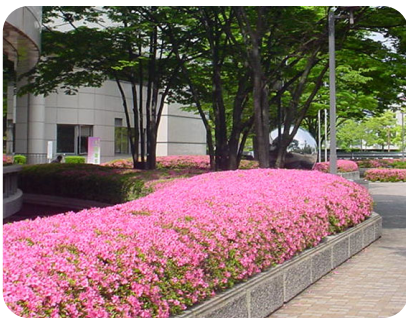


鈴鹿市緑の基本計画

緑 あふれる 心 やすらく まち 『すずか』



平成 18 年 4 月

鈴 鹿 市

はじめに



本市は、東に伊勢湾、西に鈴鹿山脈と恵まれた自然環境の中であり、また、城下町、旧東海道・旧伊勢街道の宿場町、港町として栄えた地域もあるように歴史的資源にも恵まれています。こうした風土と中部圏・近畿圏を結ぶ交通の要衝に位置するという地理的優位性のもとで、自動車産業など多くの企業を誘致し、伊勢湾沿岸地域有数の内陸工業都市として発展してきました。また、農業においても、恵まれた豊かな大地で、茶や花木をはじめ、水稲などの生産が活発に行われ、農工の調和のとれた「緑の工都」として発展してまいりました。

しかし、近年では、地球の温暖化による異常気象や生物種の減少など、地球規模での環境問題が深刻化しており、その関心が一層高まっています。このような中で、安全で快適な環境を創出し、私たちの生活にやすらぎとうるおいをもたらしてくれる「緑」の存在があらためて注目されています。

本市においても、都市としての発展とともに、山々や農地の緑が失われてきたのは確かです。私たちには、先人たちが守り築いた緑を、私たちが共有する貴重な財産として受け継ぎ、さらにそれらを良好なものとし、次代に残していく責務があります。また、緑を主体とした良好な環境や美しい景観のまちづくりを推進することが必要であると考えます。

そこでこのたび、本市の貴重な緑の保全や活用、都市公園の整備、まちの緑化推進を総合的に進めるための指針として、「鈴鹿市緑の基本計画」を策定いたしました。

21世紀は環境の世紀といわれ、これまで以上に緑をまちづくりの重要な要素としてとらえ、まちづくりの主役である市民の皆様とともに、本計画のテーマである「緑あふれる心やすらぐまち『すずか』」の実現に努めてまいりたいと考えております。今後とも皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、計画の策定にあたりましては、アンケート等により貴重なご意見をいただきました市民の皆様、鈴鹿市緑の基本計画策定委員会の委員の皆様、並びにご協力をいただいた多くの皆様に対し、心から感謝申し上げます。

平成18年4月

鈴鹿市長 川岸 光男

目 次

第1章 緑の基本計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 1 緑の基本計画とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の特徴と効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 他計画との位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 対象となる緑・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 対象区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 6 目標年次・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 鈴鹿市の緑の現況と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

- 1 緑の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 市民意識調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 緑に関する課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第3章 計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

- 1 緑の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 計画のテーマ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 3 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 4 施策の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 5 緑の配置計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 6 確保すべき緑地等の目標水準・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第4章 緑地の保全および緑化推進のための具体的施策の展開・・・・・・・・ 21

- 1 施策の体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 2 各方針に対する具体的施策の展開・・・・・・・・・・・・ 22
- 3 確保すべき緑地等の目標水準の考え方・・・・・・・・ 34
- 4 緑地全体配置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

第5章 計画実現のために・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

- 1 協働による緑づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

第6章 資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

- 1 策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 2 策定委員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 3 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

第1章 緑の基本計画の概要

1 緑の基本計画とは

この計画は、都市緑地法第4条に規定された緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」）として定めるものです。

「緑の基本計画」は、鈴鹿市の緑の現状や緑のはたらきを踏まえ、緑の将来のあるべき姿を実現するために、どのように緑を守り、育てるかを明らかにし、行政および市民が一体となって、緑豊かであるおいのあるまちづくりを進めていくための「指針」となるものです。

2 計画の特徴と効果

この計画は緑の保全、再生、緑化推進に関する計画とし、「鈴鹿市しあわせ環境基本計画」など個別計画とも連携し、緑に関する総合的な計画とします。

また「三重県広域緑地計画」や、整備、開発、保全等の方針とも整合を図ります。

そして、市民、事業者、行政などとの連携と協力により緑の保全と創造への理解と主体的な取り組みを促進します。

3 他計画との位置付け

「鈴鹿市総合計画」は、将来都市像の実現に向けて市民、事業者と行政が協働して取り組むべき市民生活にかかわるすべての方向を示したものであり、そのなかでまちづくりを具現化していくために実施すべき施策を各分野別にとりまとめているのが「都市計画マスタープラン」「鈴鹿市しあわせ環境基本計画」などです。

分野別計画の中で、「緑」にかかわる施策を総合化し、市民、事業者、行政の役割分担を含めた施策の具体的な内容を明らかにして、事業展開へつなげることが「緑の基本計画」の目標です。

4 対象となる緑

本計画で対象とする緑・緑地の定義を以下に示します。

○「緑」とは

花、芝・草、樹木、水辺など、それ自体が良好な自然環境を形成し、都市の環境や住環境の質を高めているものの総称とします。

○「緑地」とは

樹林地、草地、水辺地、岩石地もしくは、その状況がこれらに類する土地が単独でもしくは一体となって、良好な自然環境を形成しているものとします。具体的には、下記の区分のとおり、公園や広場など、一般に利用できる施設として確保されている土地の区域（施設緑地）や様々な法律に基づく制度によって、土地利用や開発などが制限されている土地の区域（地域制緑地）とします。

○「緑」と「緑地」の違い

「緑」は花や樹木そのものを、「緑地」は公園として整備されているまたは法律で区域が定められている土地をそれぞれ指すため、まったくとらえ方が異なります。樹木が植えられていないグラウンドも「緑地」です。住宅の敷地に植えられている樹木は「緑」ではありますが、「緑地」ではありません。

◇「緑地」の区分



5 対象区域

計画の対象となる区域は、鈴鹿市全域（19,467ha）とします。

6 目標年次

この緑の基本計画は、概ね20年後の平成37年（2025年）を目標年次とします。また平成27年（2015年）を中間年次とします。

第2章 鈴鹿市の緑の現況と課題

1 緑の現況

1) 緑の分布

本市の緑の分布を大きく山林と農地の2つに分けて捉えます。

まず、山林については、主に市域西北部の山地、鈴鹿川の山側の農業集落周辺および南西部の丘陵地に分布しています。植生は、古くから伐採利用などが行われてきたため、現在はほとんどがスギ、ヒノキ、アカマツなどの人工林となっており、自然植生は、入道ヶ岳山頂付近のイヌツゲ、アセビなどの群落に残されているのみとなっています。南西部の丘陵地では、山林の谷筋に農地が帯状に連なっており、典型的な里山の風景が展開しています。なお、市街化区域内における山林・原野は、社寺林や史跡周辺等にわずかに残存しているのみです。

次に、農地については、鈴鹿川の山側の地域では茶やさつきなどを主とする畑地の分布が多く、海側の地域では水田が主体となっています。つまり、農地は、鈴鹿川の山側では、鈴鹿川の河岸段丘の上が畑、下が水田となっており、その間の河岸段丘面には樹林地が線的につながっています。他方、海側の平地部の水田は広大な緑の面となっています。

2) 緑の量

本市の行政区域全体の緑地量は11,379haであり、そのうち都市計画区域内の緑地は8,828haとなっており、都市計画区域全体の52%を占めています。市街化区域内には673haの緑地があるものの、市街化区域全体に占める割合は18%程度となっています。また、市街化調整区域には8,154haの緑地があり、市街化調整区域全体の61%を占めています。なお、都市計画区域外においてはその全域が緑地となっています。

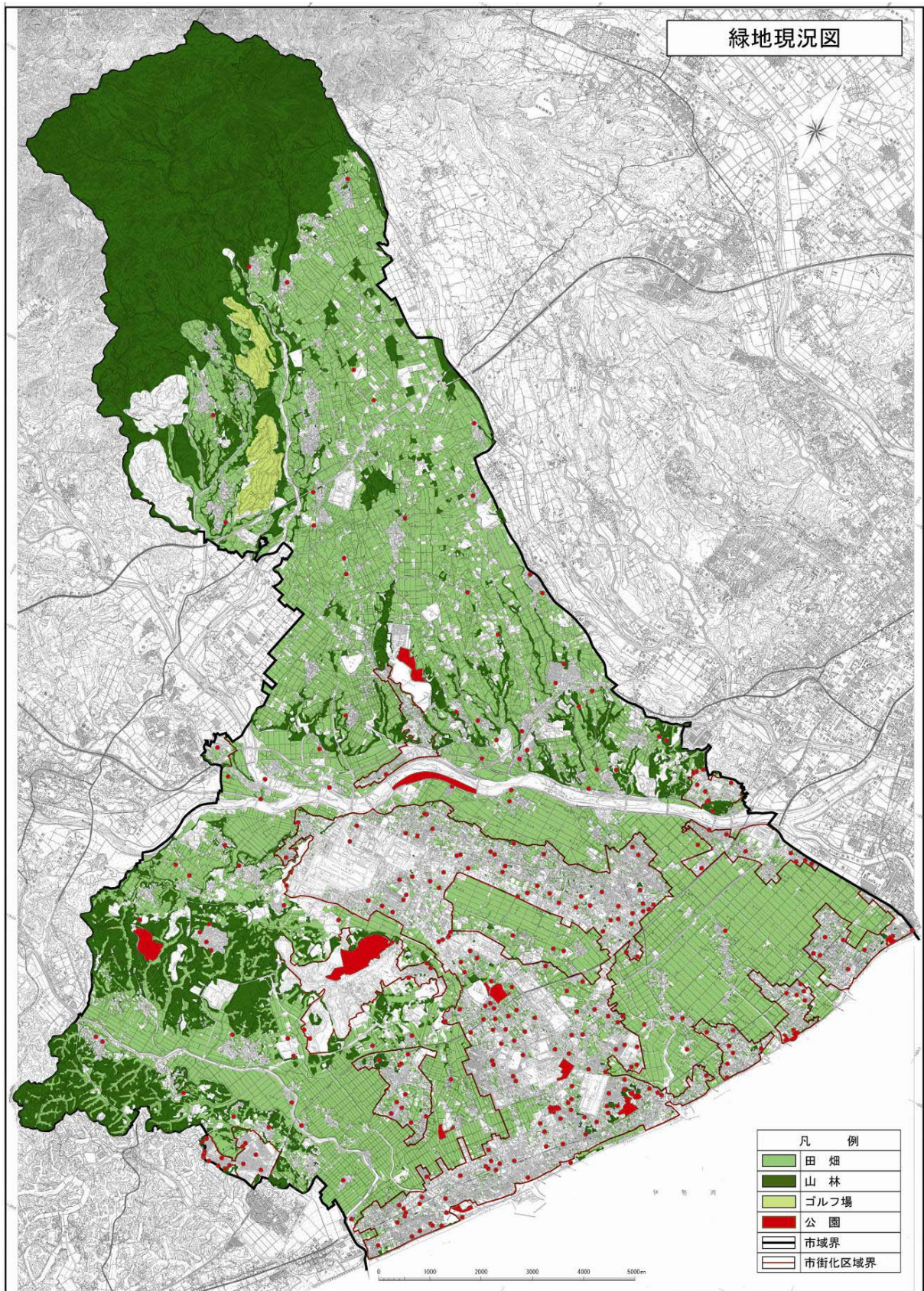
緑地を区別にみると、都市計画区域内においては施設緑地が791ha、地域制緑地が8,036haで地域制緑地が大半を占めていますが、市街化区域における施設緑地と地域制緑地の割合はほぼ同程度となっています。

表 緑地現況量

(単位：ha)

区 分		市街化区域 3,713ha	市街化 調整区域 13,203ha	都市計画 区域 16,916ha	都市計画 区域外 2,551ha	行政区域 19,467ha	
		A	B	C=A+B	D	E=C+D	
施設緑地	都市公園	111.44	39.90	151.34	0.00	151.34	
	公共施設緑地	33.43	61.47	94.90	0.00	94.90	
	民間施設緑地	219.98	325.75	545.73	0.00	545.73	
	施設緑地合計	364.85	427.12	791.97	0.00	791.97	
地域制緑地	法に よる もの	緑地保全地区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		風致地区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		その他法によるもの	308.50	7,727.60	8,036.10	4,059.27	12,095.37
	条例等によるもの	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	地域制緑地小計	308.50	7,727.60	8,036.10	4,059.27	12,095.37	
	地域制緑地間の重複	0.00	0.00	0.00	1,508.27	1,508.27	
	地域制緑地合計	308.50	7,727.60	8,036.10	2,551.00	10,587.10	
施設・地域制緑地間の重複		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
緑地現況量総計		673.35	8,154.72	8,828.07	2,551.00	11,379.07	
緑地率		18.13%	61.76%	52.19%	100.00%	58.45%	

図 緑地現況図



3) 都市公園の現況

本市の都市公園は、県営の鈴鹿青少年の森をはじめ、鈴鹿フラワーパーク（総合公園）、石垣池公園（運動公園）などの都市基幹公園、海のみえる岸岡山緑地・鈴鹿川河川緑地などの都市緑地、徒歩圏を誘致範囲とした住区基幹公園があり、市全体で235箇所、151.34ha（平成14年度末現在）の都市公園が設けられています。

住民一人あたりの都市公園面積は7.78㎡/人（平成15年3月末：194,490人）となっており、都市公園法に定められた市域一人あたり面積の標準値10㎡と比較すると、これら公園の整備が求められています。

また、都市公園は、都市基盤整備済み地区に集中して設けられており、都市基盤未整備地区での不足が目立ちます。

表 都市公園一覧

（平成15年3月31日現在）

種類	種別	個所数	面積 (ha)	備考	
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	218	28.71	
		近隣公園	8	10.26	
		地区公園	3	8.96	
	都市基幹公園	運動公園	1	23.42	
		総合公園	2	61.20	鈴鹿青少年の森（三重県営公園）含む
都市緑地		3	18.79		
計		235	151.34		

（資料：市街地整備課資料）

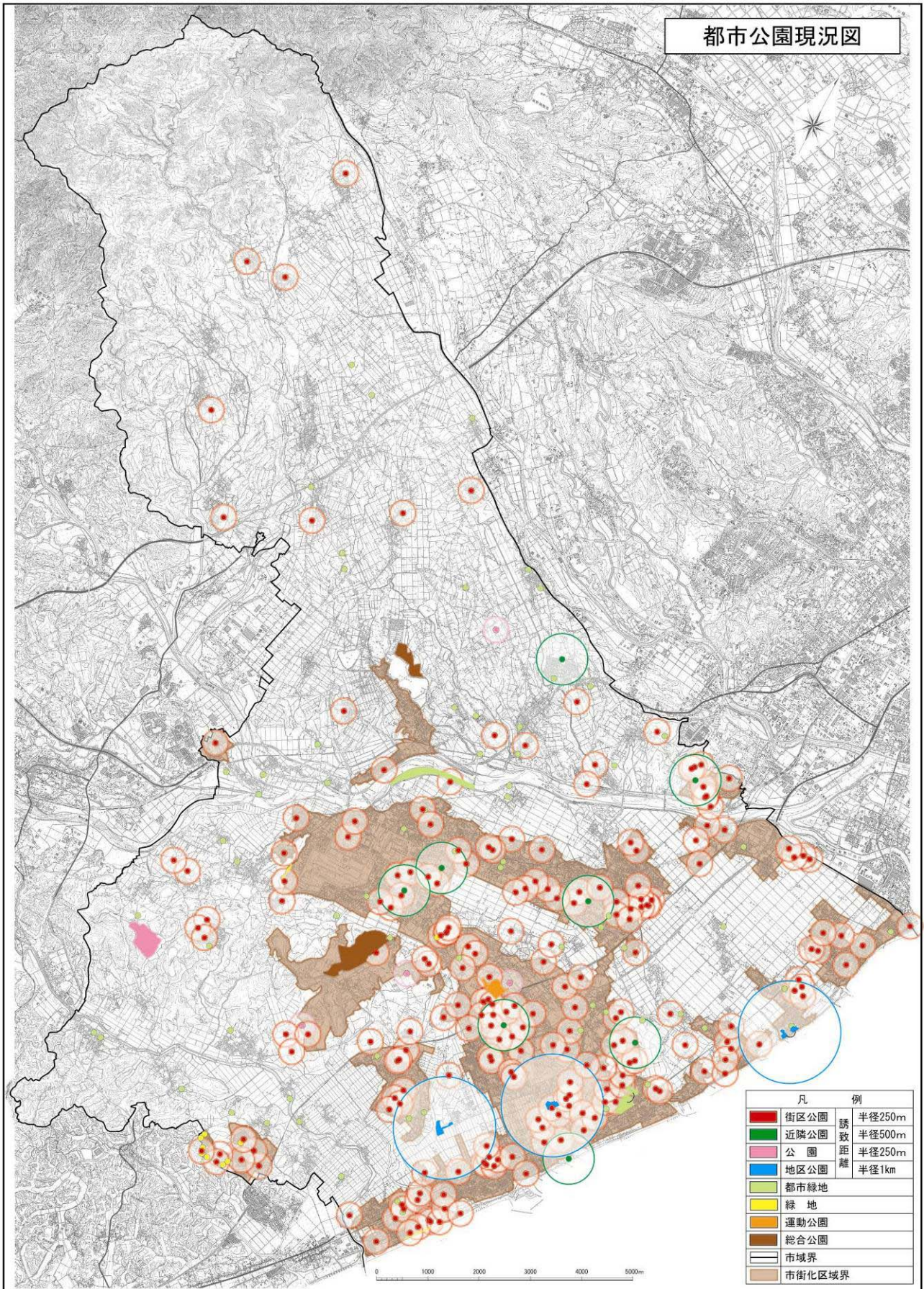
表 人口一人当たりの都市公園面積

（平成15年3月31日現在）

	市街化区域		市街化調整区域		都市計画区域	
	A		B		C=A+B	
街区公園	22.82ha	1.17㎡	5.89 ha	0.30㎡	28.71 ha	1.48㎡
近隣公園	8.96	0.46	1.3	0.07	10.26	0.52
地区公園	1.97	0.10	6.99	0.36	8.96	0.46
総合公園	51.3	2.64	9.9	0.51	61.2	3.15
運動公園	23.42	1.20	0	0.00	23.42	1.20
都市緑地	2.97	0.15	15.82	0.81	18.79	0.97
小計	111.44	5.73	39.9	2.05	151.34	7.78

※ 鈴鹿市人口（平成15年3月末）： 194,490 人

図 都市公園現況図



2 市民意識調査

市民の目から見た本市の緑に対する意識意向を市民意識調査から以下に整理します。

1) 調査概要

①調査方法

実施主体：鈴鹿市
 調査地域：鈴鹿市全域
 調査対象：鈴鹿市に居住する20歳以上の男女
 標本数：3,010人
 抽出方法：無作為抽出
 調査方法：郵送配布、郵送回答
 調査時期：平成15年12月16日～28日

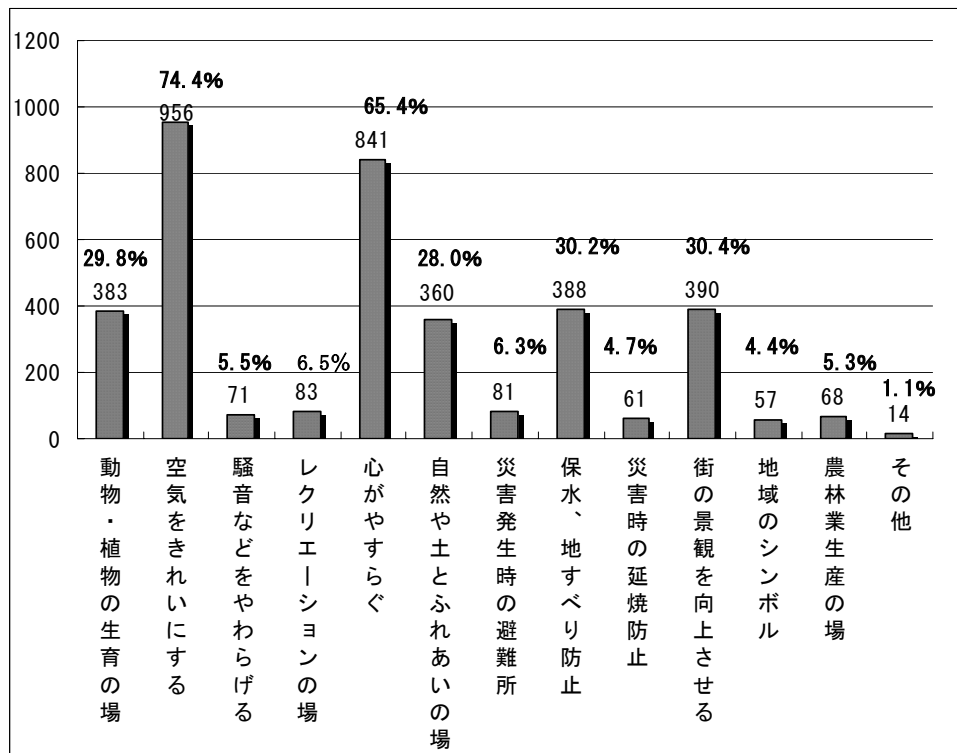
②回答結果

配布数：3,010通
 有効配布数：2,986通
 （住所不明 24通）
 回答数：1,287票
 回答率：43.1%
 有効回答数：1,285票
 有効回答率：43.0%

2) 緑の役割

緑のイメージとしては、「空気をきれいにする」74%、「心が安らぐ」65%が突出して高くなっています。

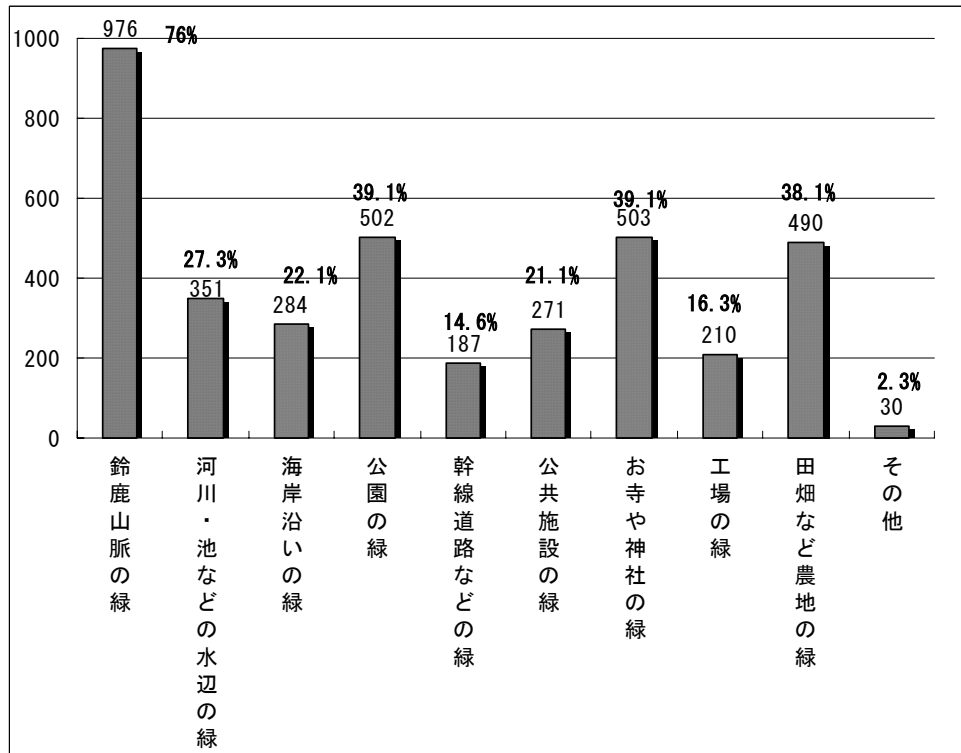
棒グラフ上段の数値は割合、下段は票数を表しています



3) 鈴鹿らしい緑

「鈴鹿山脈の緑」が76%と突出して高く、次いで「公園の緑」、「お寺や神社の緑」39%、「田畑など農地の緑」38%となっています。

棒グラフ上段の数値は割合、下段は票数を表しています



4) よく利用する公園

「鈴鹿青少年の森」が有効回答数（1,285票）の18パーセントを占め最も多く、次いで「鈴鹿フラワーパーク」11%、「石垣池公園」「弁天山公園」「神戸公園」の順になっています。

また良く利用する公園の種別を見ると、総合公園・運動公園（都市基幹公園）が上位3つを占め、その他も近隣公園・地区公園・都市緑地といった比較的大きな公園の利用が高くなっています。

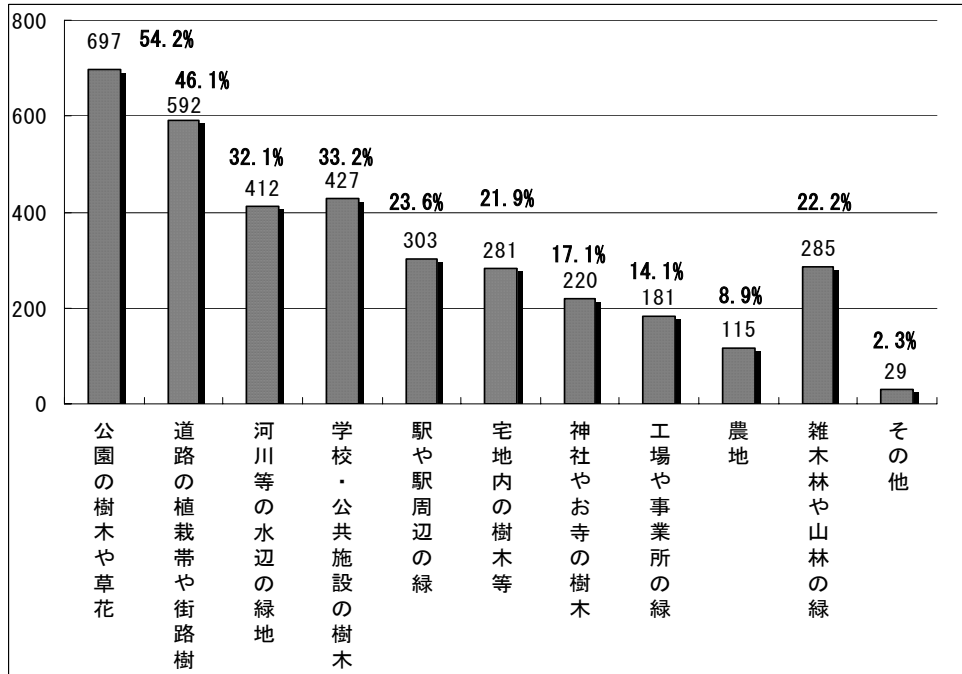
公園名	種別	票数	割合
鈴鹿青少年の森	総合公園	231	18.0 %
鈴鹿フラワーパーク	総合公園	140	10.9 %
石垣池公園	運動公園	57	4.4 %
弁天山公園	近隣公園	57	4.4 %
神戸公園	近隣公園	53	4.1 %
鈴鹿河川緑地	都市緑地	39	3.0 %
御座池公園	地区公園	28	2.2 %
箕田公園	地区公園	28	2.2 %
高岡山中央公園	近隣公園	25	1.9 %
海のみえる岸岡山緑地	都市緑地	23	1.8 %
近所の公園	—	20	1.6 %
桜島公園	近隣公園	17	1.3 %
江島公園	近隣公園	14	1.1 %



5) 増やすべき緑

これからの緑化の方向性としては、「公園の樹木や草花」が54%と半数を超え、次いで「道路の植栽帯や街路樹」46%、「学校などの公共施設の花壇や樹木」33%、「河川・池などの水辺の緑」32%の順となっています。

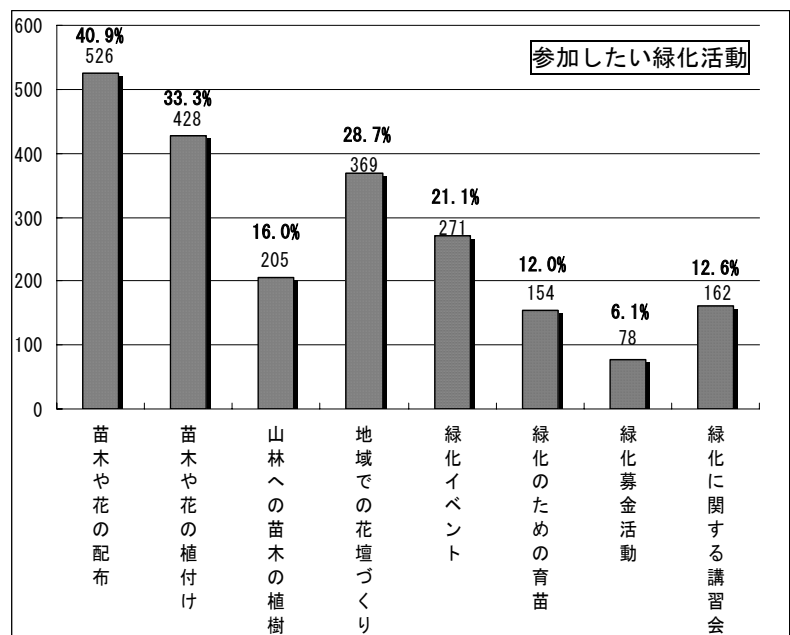
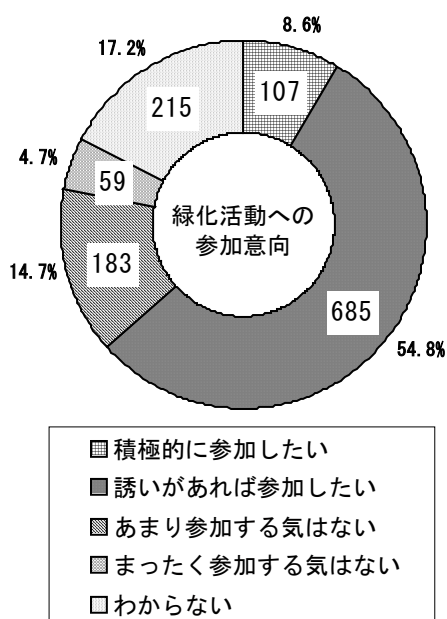
棒グラフ上段の数値は割合、下段は票数を表しています



6) 市民参加

緑化ボランティア活動への参加意向は、「誘いがあれば参加したい」が55%となっており、「積極的に参加したい」は9%に留まっています。参加したい緑化活動としては、「苗木や花の配布」が41%で最も高く、次いで「配布された苗木や花の公園等への植付け」33%、「地域などでの花壇づくりやプランターの設置」29%の順となっています。

グラフの数値は割合、票数を表しています



3 緑に関する課題

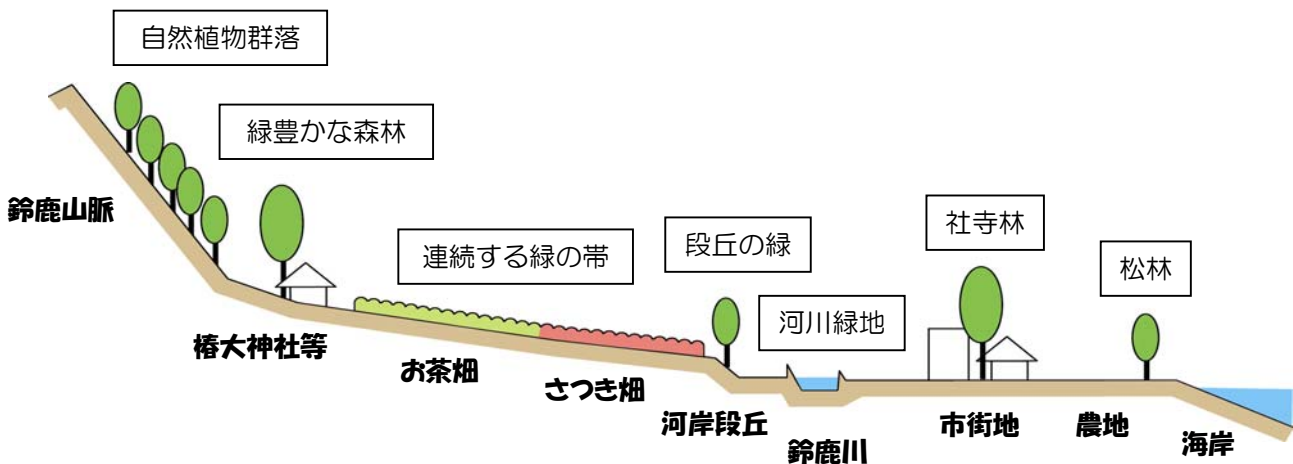
前節までの調査結果に基づき、鈴鹿市の緑とオープンスペース整備の課題を整理すると、以下のとおりとなります。

1) 緑の基本的構造は鈴鹿市固有の財産でありこれを維持することが必要です

鈴鹿市は山地から丘陵地を経て市街地、平地、海岸に至るまで、多種多様な緑の空間があります。そして、それぞれの地域に特色ある緑の風景が展開しています。特に、鈴鹿山脈の緑や公園の緑、社寺の緑、農地の緑は鈴鹿らしい緑として多くの市民に支持されています。

しかし、これらの緑の基本的な構造は次第に崩れつつあり、この変化は植生や生態系に重大な影響を及ぼし、鈴鹿市の自然が大きく損なわれることにもなりかねないため、環境面だけでなく景観面での影響も懸念されます。

先人の努力により形成されてきた緑の基本構造を受け継ぐとともに、今後は、これ以上崩れないようにし、さらに良好なものとしていく必要があります。



2) 緑の質が低下しつつあり緑の質を向上させることが必要です

本市の基本的な緑の構造は、先人の努力により築かれた農地や林地がベースとなっています。しかし、農林業を取り巻く環境は厳しい状況が続き、十分に手入れがなされない森林、里山などでは木々が枯れたり、倒伏したり、竹やぶに遷移するなど、貴重な財産が崩壊することもまれではなくなりました。また、農地では担い手の減少などの理由から遊休農地が増加傾向にあり、遊休農地の増加は、病害虫の発生や農地が副次的にもつ遊水機能の低下を招く原因となっています。その一方で、レクリエーションとして農作業を行ったり里山や森林の管理を行なうなど、新たな森林や農地等の活用が進みつつあります。

農林業を継続できるような環境を整備するとともに、レクリエーションとしての農作業、里山や森林の維持管理等を近年の住民需要に応え行うことにより、質が低下しつつある農地や林地の環境を回復することが必要です。

3) 緑のネットワークが失われつつありこれを再構築することが必要です

鈴鹿市の緑の特徴として、河岸段丘の緑の帯を代表として、緑の連続性が豊かであることがあります。しかし、市街化の進展に伴い、緑のつながりは次第に失われつつあります。同様に水と人とのつながり、生活と水・緑の関係も希薄化しています。

緑と水のごつながりは、生態系の保全のため欠くことのできないものであり、これが分断されると、鈴鹿市の環境が大きく変化することも考えられないわけではありません。

多様な生命が息づく緑豊かなまちづくりに向け、きれいな空気、きれいな水を鈴鹿市中にネットワークしていくことが必要です。

4) 広域的観光レク施設およびアクセス路を緑で魅力化することが必要です

鈴鹿市には、鈴鹿サーキットをはじめ、広域から利用されるレクリエーション施設が多くあります。また、鈴鹿青少年の森や鈴鹿フラワーパークはアンケート回答者の1割以上からよく利用する公園に選ばれています。それぞれの施設は個別に緑化整備されていますが、施設周辺を含めた緑による演出やアプローチ道路の魅力ある緑の整備、施設相互を結ぶ緑のネットワークの形成など、訪れる多くの人に緑豊かな鈴鹿市の印象を持ってもらうことが必要です。

5) 公園整備量の不足を補うことが必要です

平成15年3月末現在、市民一人当たりの公園面積は7.78㎡/人であり、都市公園法に定められた市域一人あたり面積の標準値10㎡/人と比較して量的に不足している状況です。また、都市公園の配置バランスからみると、特に住民にとって身近な街区公園は、都市基盤整備済み地区に集中して整備されている状況があることから、市民すべてが安全、便利、快適に公園緑地を利用できるよう、都市公園の量的な確保と適正な配置が必要でス。

6) 住民の需要を捉え、住民と協働で緑をつくることが必要です

アンケート調査では、回答者の半数以上が公園を「あまり利用しない」、または「全く利用しない」と回答しています。一方、5割以上の方が「公園の樹木や草花を守り増やしていくべき」と回答し、6割以上の方が「誘いがあれば緑化活動に参加したい」と回答しています。これまでのような行政主導での公園整備では、住民ニーズにあった公園がづくりにくく、また利用されにくい時代になったものと考えられます。さらに、全体的な緑づくりや里山や遊休農地等の利活用についても、住民のニーズ、エネルギーを活用して進めていくことが、より住民に親しまれ、利用される緑の空間づくりにつながります。

時代の変化に対応して、住民とともに、親しまれ、利用される緑の空間をつくることが必要です。

7) 水害や地震に強い緑のまちづくりを進めることが必要です

鈴鹿市は、特に平地部の市街地において、水害の危険、地震や火災の危険が高く、緑やオープンスペースを確保しネットワークすることで、安全なまちづくりを進めていくことが必要です。また、山地や段丘面の緑は土石流や急傾斜地崩壊を食い止めるために役立っています。さらに、近年ヒートア

イランド現象など都市活動に伴う気温上昇の軽減のために、緑を活用することが全国的に必要とされてきています。

より安全な鈴鹿市の防災構造の実現、人間活動による環境影響の軽減のため、緑を活用していくことが必要です。

8) 多様な市民参加機会を確保することが必要です

森林や農地の緑は先人の努力により形づくられた貴重な資源ですが、時代の変化の中で農林業面からだけでこれを維持管理することが困難となっています。また、多様なレクリエーションとして、農作業を楽しんだり、里山の維持管理、間伐などの森林の維持管理を楽しむといった需要も発生しています。しかし、これまでは、このような需要と供給を結びつけるための制度や体制が十分になく、また、緑づくりへの参加機会や啓発活動、あるいは活動を支援する仕組みも十分ではありませんでした。

多様な市民の参加を得て、鈴鹿市の緑づくりを進めていくことが必要です。

第3章 計画の基本方針

1 緑の基本理念

本市の緑の分布を大きく山林と農地の2つに分けて捉えると、山林については、主に鈴鹿山脈、鈴鹿川の山側の農業集落周辺および南西部の丘陵地に分布しています。南西部の丘陵地では、山林の谷筋に農地が帯状に連なり、典型的な里山の風景が展開しています。

農地の特徴は、鈴鹿川の山側地域では約1000年もの昔にこの地に伝わったといわれる茶畑をはじめ、さつき畑といった畑地の分布が多く、鈴鹿川の手側地域では水田が緑の面として広がりをみせています。

このように、鈴鹿山脈の山並みから伊勢湾岸に至る緑の基本的構造は、鈴鹿市独自の緑であり、それぞれが環境の維持改善、レクリエーション、災害防止、景観形成の機能を果たしています。

しかしながら、この緑の基本的構造は次第に崩れつつあり、この構造の変化は植生や生態系に重大な影響を及ぼす可能性があります。

【貴重な緑の保全】

今後は環境と共生するまちづくりに向け、生物多様性の確保や循環型社会の形成など環境分野の課題に的確に対応しながら、山林・河川・田園等の先人の努力によって形成されてきた緑の基本的構造を次代に受け継いでいくとともに、さらに良好なものとしていくことが重要です。

そのためには、わたしたちは、緑が人々の暮らしのなかで欠くことができないものであることを認識し、緑の施策を展開していくことが必要です。

【安全で快適な緑空間の整備】

都市における緑は、わたしたちの快適な生活環境の維持のために重要であり、その保全と整備を図り、緑が豊かで安らぎと潤いを感じられるまちの実現のため、都市公園の整備を推進し、幹線道路などの公共施設における緑から住まいなどの身近な緑にいたるまで、さらなる緑化を推進し、緑の空間を増やすまちづくりを展開することが必要です。

【みんなで緑を育てる】

こうした緑のまちづくりに対しては、市民・事業者・行政が手を取りあい、それぞれの立場での役割と責任を果たし、みんなで緑を育てていくこととします。

2 計画のテーマ

わたしたちは、鈴鹿市の山から海まで連続する緑の基本構造を守り、まちのさらなる緑化を進めることにより、環境と共生し、緑が豊かで潤いのあるまちづくりの実現をめざし、次の計画のテーマを掲げることとします。

緑あふれる心やすらぐまち「すずか」

3 基本方針

前章で整理した鈴鹿市の緑の現況と課題を踏まえて、本計画のテーマである「緑あふれる心やすらぐまち『すずか』」の実現に向け、次の基本方針を設定します。

方針① 鈴鹿市の骨格となる緑の保全を図ります ～緑地の保全～

鈴鹿市は、鈴鹿山脈、茶畑等の農業生産の緑、河岸段丘の緑地帯、鈴鹿川、田園地帯、里山、伊勢湾岸というように、山地から丘陵地を経て市街地、平地、海岸に至るまで、多種多様な緑の空間があり、それぞれの地域に特色ある緑の風景が展開し、鈴鹿市固有のふるさと景観を形成しています。

それらは、都市の緑の軸および拠点を構成する「骨格的な緑」であり、環境の保全や水源のかん養、防災、余暇利用、景観向上のいずれの点においても重要な役割を有することから、適正に保全し、次世代に受継いでいきます。

方針② 緑の拠点となる公園緑地等の整備および確保を図ります ～緑の拠点整備～

都市公園等の緑は、環境の維持・改善、災害発生時における避難場所、休息・遊びの場、まちの景観向上などの機能を有しています。

鈴鹿市では、まちの貴重な緑空間として、都市公園等の整備を進めます。

また、地域の実情とニーズに応じた既設公園の再整備や公園美化ボランティア制度の充実を図り、その質的向上と魅力化に努めます。

方針③ 魅力ある豊かな緑空間およびそのネットワーク化を図ります ～まちの緑化推進～

まちを魅力あるもの、緑豊かなものとするため、道路緑化・沿道緑化の推進、官公庁施設などの公共施設緑化、住宅地や事業所など民有地における緑化の推進、大小河川等における水辺づくりなどを進め都市内緑化を進めます。

また、豊かな緑、きれいな水、きれいな空気が鈴鹿市中に広がるよう水と緑のネットワーク（水と緑の環境軸）づくりに努めます。

方針④ 市民との協働による緑づくりを図ります ～市民参加の促進～

鈴鹿市における緑地保全および緑化推進の取組みに対しては、今後はより一層住民のニーズやエネルギーを活用して進めていくことが重要であり、そうすることにより、市民に親しまれ、利用される緑の空間づくりにつながります。

そのためには、市民参加の推進体制づくりを進めながら、緑に関する情報の共有、里山再生・活用活動の展開、緑の里親制度、緑化関連イベント等の実施により緑に親しむ機会や場の提供を積極的に行うとともに、学校や地域における緑化教育の実施などにより、緑の保全やまちの緑化に関する市民意識・参加意識を高めていくよう努めます。

4 施策の方向

「緑あふれる心やすらぐまち『すずか』」の実現に向けた4つの基本方針のもと、展開する各種施策の基本的考え方を以下に示します。

① 鈴鹿市の骨格となる緑の保全を図ります ～緑地の保全～

■ 森林・樹林地の保全と活用

鈴鹿山脈の緑や河岸段丘斜面の樹林地は鈴鹿市の緑の骨格であり、市街地の背景となって自然の豊かさを演出する緑であるだけでなく、環境の保全や水源のかん養や防災、余暇利用、景観向上など多様な機能を有し、多様な動植物の生息地としても重要であることから、その保全を図るとともに、里山活動などの場としての活用を図ります。

また、市街地およびその周辺に残るまとまりのある緑は、良好な都市環境を形成する上で欠くことのできないものであるため、保全および活用に努めます。

■ 水辺の保全と活用

鈴鹿川をはじめとする河川は、生物や水鳥などの生息地でもあり、貴重な自然空間でもあります。水と緑のネットワークを実現する上でも重要であることから、良好な河川環境を実現するよう努めます。また、伊勢湾沿岸には、自然公園や海水浴場などが多くあり、市民の憩いの場となっていますが、歴史ある松林が、減少しつつあり、海浜の動植物の影響を考慮しつつその復元を図ります。

■ 農地の保全と活用

鈴鹿川の山側と海側に広がる農地は、農業生産の場としてのみでなく、生き物の生息環境、ふるさと景観の形成、さらにはその副次的にもつ遊水機能といった多様な機能に着目しながら、貴重な緑として保全を図るとともに、市民の交流およびレクリエーションの場として活用を図ります。

■ 環境共生型社会の実現

自然環境への負荷の軽減が求められているなか、貴重な自然環境の保全に向けた取組みの推進や緑の資源の循環を図りながら、環境づくりに対する市民意識の醸成を促進します。

② 緑の拠点となる公園緑地等の整備および確保を図ります ～緑の拠点整備～

■ 都市公園の整備

市民が日常的に利用する身近な公園については、適切な配置に努め、延焼防止、地区の防災拠点など、一次避難地として機能するような整備に努めます。

また、拠点となる都市公園の整備を図ることにより、まちの緑の拠点や、スポーツレクリエーション拠点を創出します。

■ 魅力ある公園づくり

市民の意見を取り入れながら、緑の多い公園づくりを推進します。

また、誰もが憩える公園の整備を図り、地域住民が主体となって、公園に係わりを持ち、住民が自慢できる公園づくりを実践できるようにします。

■ 多様な手法を用いた公園緑地等の確保

鈴鹿市では、都市公園だけではなく、住民にとって身近で公園的な機能を果たす場として、子供広場等整備補助事業の活用を図るなど、多様な手法を用いながら整備していきます。

③魅力ある豊かな緑空間およびそのネットワーク化を図ります ～まちの緑化推進～

■公共用地の緑化推進

庁舎、学校など市民が身近に利用する機会の多い公共施設については、都市全体の緑化の先導役および身近で自然を学ぶ場となるよう、積極的な緑化に努めます。

また、道路および河川は、水と緑のネットワークを構築する上で重要であり、緑化に努めます。

■民有地の緑化推進

住宅地や工場・事業所などにおいては、生け垣の設置など接道部の緑化などを進めるとともに、市民や事業者による緑化を推進します。

特に、工場においては、本市の緑豊かな景観との調和に配慮するとともに、公害防止や防災機能に配慮した緑化を事業者に指導します。

■まちの重点的な緑化推進

緑化を進めるモデル的な地区として先導し、市民の関心と緑化意識の高揚につながるモデル事業として「緑化重点地区」制度を活用します。

④市民との協働による緑づくりを図ります ～市民参加の促進～

■市民との協働に向けたしくみづくり

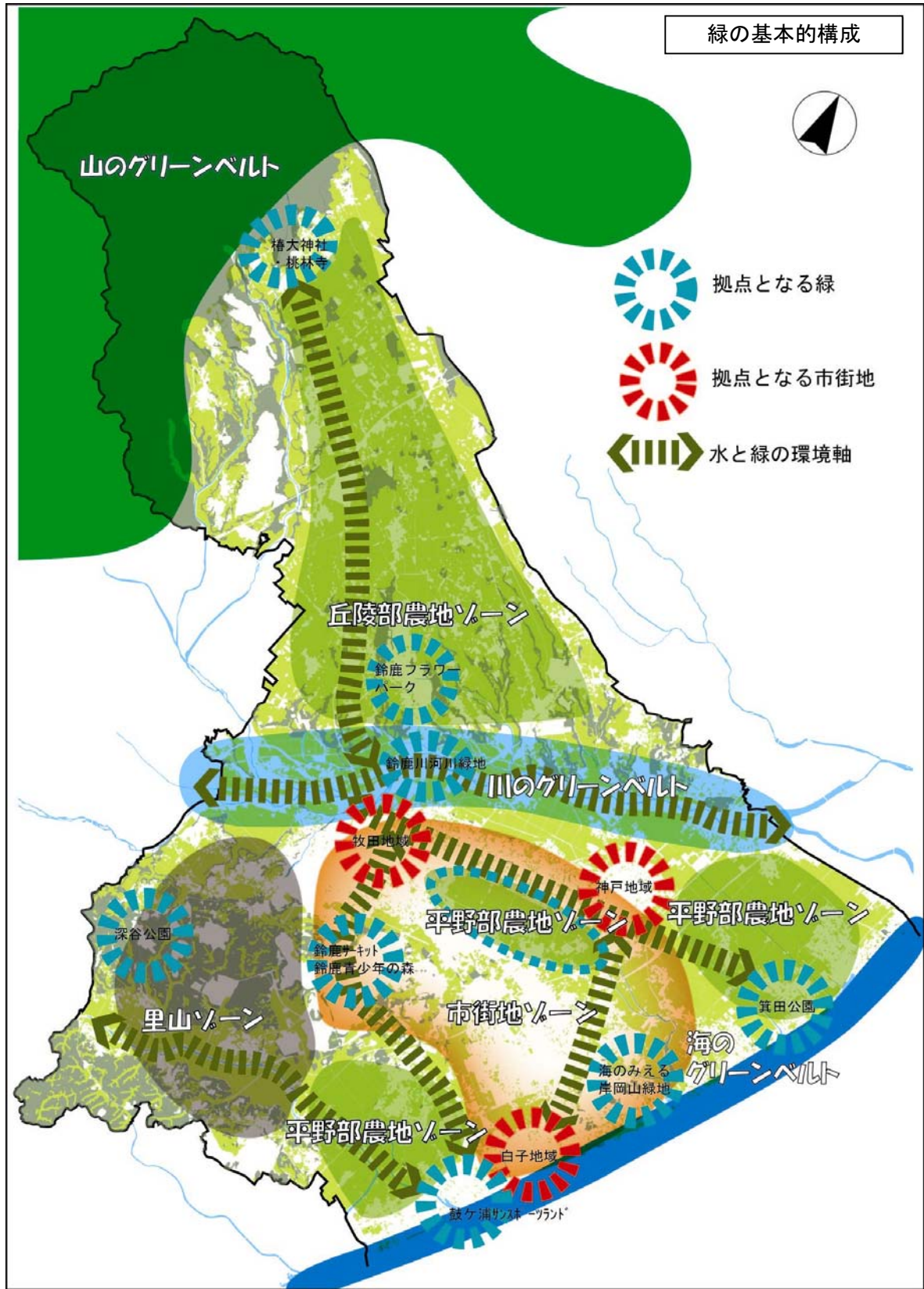
まちの緑化推進については、市民が緑に係わる取り組みを推進していけるようなしくみづくりを検討していきます。

■緑を守り・つくる意識の共有

緑化に関する催しの開催、学校教育の場における環境学習の推進、緑に関する講座・各種講習会の実施、顕彰制度の導入、広報紙などによる積極的な情報提供などを通じ、緑化意識や愛護心を高める普及啓発活動を推進します。

5 緑の配置計画

本市の緑の基本的構成は、次のとおりそれぞれの緑の特徴から3つのグリーンベルトと4つのゾーンに分類できます。



この緑の基本的構成を踏まえ、それぞれの特徴を活かしながら「緑の保全と創出」を図り、拠点となる緑を水と緑の環境軸でつなげ、市域全体における緑の連続性を高めていくため、グリーンベルトやゾーンの緑の構成に関する考え方を以下に示します。

■ 山のグリーンベルト

鈴鹿山脈は、鈴鹿市の個性を表現する景観を形成しており、国定公園区域を有するなど優れた自然環境をあわせもつ骨格的な緑と位置付けることができます。

この区域は、入道ヶ岳のイヌツゲ・アセビ群落など多様な植物群落を形成し、貴重な生物の生息地ともなっていることから、その形態・生態系の保全を図ります。

また、山裾にある樫大神社や桃林寺の樹林は歴史文化と結びついた貴重な緑資源であり、これらを周遊するようにある東海自然歩道とともに緑のレクリエーション拠点として活用しながら、整備については必要最小限度の維持管理に努め、自然環境の保全を優先します。

■ 川のグリーンベルト

豊かな水辺環境を有する鈴鹿川は、生態系の維持に寄与しており、その周辺環境を含めて鈴鹿市の骨格的な緑として保全を図ります。

また、河川敷を整備した鈴鹿川河川緑地は、スポーツや散策などのレクリエーションの場として市民に親しまれており、水と緑の拠点として位置付けることができます。

さらに、鈴鹿川流域には、川の流れて連続し環境保全および災害防止にとって重要な河岸段丘斜面の緑、また国指定史跡の伊勢国分寺跡・王塚古墳といった歴史文化とむすびついた緑があり、これらの保全に努めます。

■ 海のグリーンベルト

伊勢の海県立自然公園に指定されている伊勢湾沿岸区域は、鈴鹿山脈および鈴鹿川と同様に、鈴鹿市における骨格的な緑として保全・活用を図ります。

特にこの区域内に延びている白砂青松の海岸線は、良好な景観を呈しながら、動植物が生息・生育する場であり、千代崎海岸および鼓ヶ浦海岸においては海水浴場といった市民のレクリエーションの場としても利用されており、貴重な緑空間と位置付けられるため、その環境の保全を図ります。

また、この区域には鼓ヶ浦サン・スポーツランド、箕田公園といった本市において主要となる都市公園が点在しており、これらはこの区域における緑の拠点と位置付け、適切な整備と維持管理によりその拠点性を高めます。

■ 丘陵部農地ゾーン

鈴鹿市の農業を支えるこの区域は、茶やさつきを中心とした畑地が広がり、さらには河川やため池などの水辺もみられ、これらが一体となってふるさとの原風景ともいべき景観を形成していることから、農業生産の場としてだけでなく、緑豊かな環境保全の場としても保全を図ります。

また、このゾーンには、鈴鹿市の代表的な都市公園である鈴鹿フラワーパークがあり、水と緑と花の公園として市民に親しまれていることから、緑の拠点と位置付けることができます。今後もこの公園は、レクリエーションの場としてだけでなく、花植木といった地場産業の振興など多様な用途を展開し、より一層の利用促進に努めます。

さらに、この鈴鹿フラワーパークの周辺には、荒神山観音寺、加佐登神社など歴史文化と結びついた貴重な緑、白鳥湖（加佐登調整池）の水辺空間があり、その拠点性を高める緑として保全・活用を図ります。

■ 平野部農地ゾーン

このゾーンは、鈴鹿川の海側において面的な広がりを見せる農地と集落地で構成され、特に神戸・牧田・白子の3つの主要地域のほぼ中央に位置する貴重な緑地空間である緑の中心核（通称：セントラルグリーン）は、鈴鹿市の個性を表現する景観を形成しています。

緑の構造は、ほ場整備がなされた水田の緑が中心で、鈴鹿市の市街地形態を踏まえると、この緑は農業生産基盤としての機能だけでなく、環境の保全機能や副次的には遊水機能を持ち合わせていることから、その保全と活用に努めます。

また、ゾーン内を流れる河川については、貴重な環境軸として位置付け、水辺環境の保全に努めます。

さらに、天然記念物である金生水沼沢植物群落（国指定）、長太の大クス（県指定）、集落内の社寺林は、貴重な緑として保全を図ります。

■ 里山ゾーン

鈴鹿市の南西部にあたるこのゾーンは、丘陵地の谷筋に農地が帯状に連なり、典型的な里山の風景が展開しています。

この里山環境は、多様な動植物が生息・生育するなど重要な地域であるため、農地と丘陵部の樹林地を一体の緑空間として、生物多様性の確保や市民活動の促進のため、その保全・活用を図ります。なお、このゾーンの幹線道路沿道については、将来的に開発の需要が高い地域ではありますが、周辺の自然環境と調和した土地利用を図ります。

また、このゾーン内に位置する深谷公園を緑の拠点と位置付け、様々な生物が生息し、人が自然との触れ合いを実感できるよう保全・整備を図り、緑の拠点としてふさわしい都市公園とします。

■ 市街地ゾーン

市街地ゾーンは、神戸・牧田・白子を主要地域とし、緑の中心核（通称：セントラルグリーン）を取り囲むようにして広がるゾーンで、神戸公園・四季の道、鈴鹿サーキット・鈴鹿青少年の森、石垣池公園、江島総合スポーツ公園、海のみえる岸岡山緑地が配され、これらの緑が、生活環境の維持・改善、レクリエーション、災害時の避難場所、さらにはまちの景観向上の機能を発揮していることから、市街地における緑の拠点として位置付けることができます。

しかし、市街地ゾーンにおいて拠点と拠点を結ぶ緑のネットワークがなされていない状況がありますが、ネットワークに必要な緑として、都市公園の整備、道路などの公共施設や工場などの民有地の緑化推進を図り、まち全体に緑を広めます。

6 確保すべき緑地等の目標水準

1) 都市公園等の確保目標水準

■都市公園 市民1人あたりの都市公園面積



$$*市民1人あたりの都市公園面積(m^2) = \frac{\text{都市公園面積}(m^2)}{\text{人口}(人)}$$

	現況	中間年次	目標年次
都市公園面積(m ²)	1,513,400	1,860,000	2,000,000
人口(人)	194,490	200,000	200,000
市民1人あたりの都市公園面積(m ²)	7.78	9.3	10.0

■都市内の緑地 都市計画区域内の緑地率



$$*緑地率(\%) = \frac{\text{緑地面積}}{\text{都市計画区域面積}} \times 100$$

$$\text{現況の緑地率} = \frac{\text{緑地面積} : 8,828.07\text{ha}}{\text{都市計画区域面積} : 16,916\text{ha}} \times 100 = 52.2\%$$

第4章 緑地の保全および緑化の推進のための具体的施策の展開

1 施策の体系図

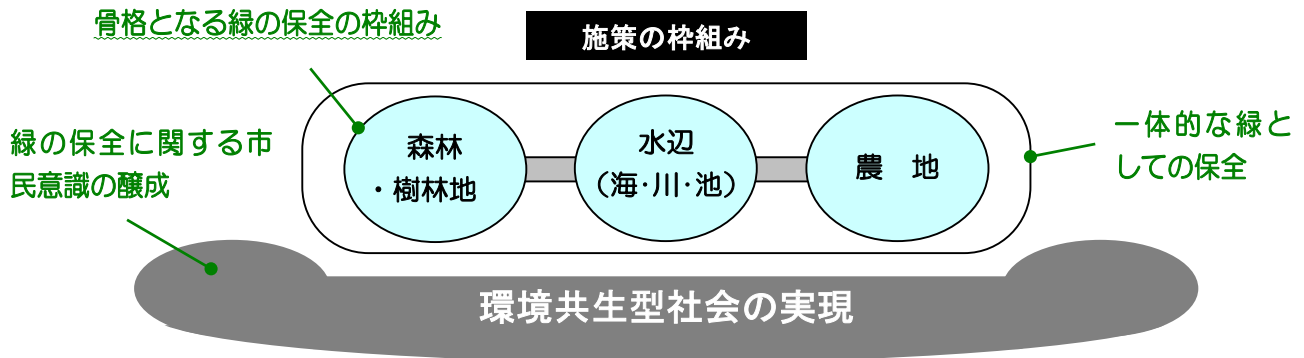
■計画のテーマ

緑あふれる心やすらぐまち「すずか」



2 各方針に対する具体的施策の展開

1) 方針1(鈴鹿市の骨格となる緑の保全を図ります～緑地の保全～)に対する施策の展開



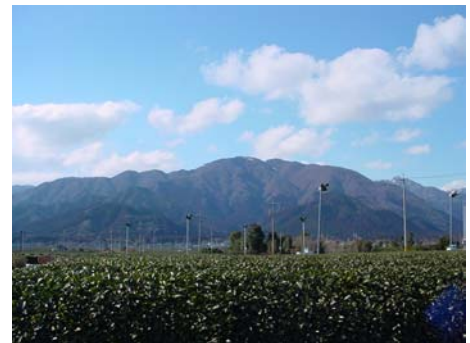
(1) 森林・樹林地の保全と活用

① 鈴鹿山脈の緑の保全と活用

鈴鹿市の北西に広がる鈴鹿山脈は、鈴鹿市の個性を表現する景観要素であり、国定公園に指定されるなど優れた自然環境を有するシンボリックな緑です。

また、この山並みには、入道ヶ岳、小岐須溪谷などの観光資源、椿大神社、桃林寺といった歴史・文化と結びついた緑があることから、緑のレクリエーション拠点としても重要な地域です。

このようなことから、鈴鹿山脈の緑については、自然公園法その他の法令による指定の趣旨を遵守し、森林の適正な管理、観光資源としての必要最小限の整備・管理に留め、その自然環境の保全に努めます。



② 河岸段丘斜面緑地の保全

河岸段丘の斜面緑地は、動植物の貴重な生態環境として、また防災機能の点、さらには鈴鹿市の個性を表現する景観要素として、地権者との合意形成により、都市緑地法等を用いた保全を検討します。

③ 里山の保全と活用

鈴鹿市南西部の丘陵地では、丘陵地の谷筋に農地が帯状に連なっており、典型的な里山の風景が展開しています。

この典型的な里山環境は、多様な動植物の生息・生育地だけでなく、身近な自然環境学習の場としても重要な地域であることから、生物多様性の確保や市民活動の場の促進のため、地権者との合意形成により、都市緑地法等を用いた保全の検討や里山の再生に向けた市民参加の場として『(仮称)市民の森』の指定を行うなどその保全と活用を図ります。

④ 歴史文化と結びついた緑の保全

鈴鹿市は、特に鈴鹿川流域においては伊勢国分寺跡や古墳といった多数の考古学的資源を有しており、これらは市民が自然に親しむことができ、ふるさとの歴史・文化を認識できる貴重な緑であることから、伊勢国分寺跡およびその周辺を「歴史公園」として整備するなどにより保全を図ります。

また、地域の歴史や文化と密接なつながりがある天然記念物などの指定文化財についても貴重な緑として保全します。

さらに、歴史的資源ともいえる社寺の樹林についても、『(仮称)市民の森』の指定を行うなどその保全を図ります。



⑤ 市街地内に残された樹林地の保全

海のみえる岸岡山緑地及び伊奈富神社の周辺などの市街化区域内に残されたまとまりのある緑は、必要性および緊急性に応じ、地権者との合意形成により、都市緑地法等を用いた保全を検討します。

(2) 水辺の保全と活用

① 伊勢湾沿岸の緑の復元

鈴鹿市の海岸部は伊勢の海県立自然公園に指定されており、この区域の千代崎海岸、鼓ヶ浦海岸は海水浴場として利用され、箕田公園、鼓ヶ浦サン・スポーツランドといったスポーツレクリエーションの拠点として活用されています。

なお、白砂青松の美しい景観を呈している松林の保全・再生にあたっては、海浜性の貴重な動植物の保護など自然の砂浜環境に影響のないよう、植栽や維持管理の方法等について情報提供を行っていきます。



② 河川環境の保全と整備

鈴鹿川をはじめとする河川は、本市にとって貴重な自然空間であり、水と緑のネットワークを構築する上で重要となる環境軸と位置付けることができることから、より緑豊かな河川環境を実現するため、河川整備等においては、関係機関との連携を図り、治水上必要とする安全性を確保しながら、生物の良好な生息・生育環境を可能な限り改変しないよう保全と整備に努めます。

③ ため池の保全

農業用灌漑用水としての機能を有するため池は、降雨時の遊水池として洪水調整機能をあわせもっており、周辺の農用地などの緑と共に重要な役割を果たすため、その保全のため、環境との調和に配慮した整備を推進します。

(3) 農地の保全と活用

① 農地の保全

鈴鹿市の農地は、その特徴として大きく2つに分類でき、鈴鹿川の山側においては茶やさつきなどの畑地が広がり、海側においては主に土地基盤整備がなされた水田が広がっています。これらの農地は、農業生産の場であるほか、洪水防止、生きものの生息、ふるさと景観の形成などの多様な機能を有していることから、農用地区域に指定されている農地については、その指定を継続していくとともに、担い手の育成・集落営農の促進や生産基盤整備などの農業政策を通じて優良農地として確保し、保全していきます。

② 農地の有効活用

農地は、食料生産の基本であり、環境の保全・災害の防止・景観の形成等の面からも重要な役割を担っていますが、高齢化による担い手の減少、米価の下落などの理由から遊休農地が増加傾向にあります。

遊休農地の増加は、病害虫の発生、一体的な土地利用の分断による作業効率の低下など周囲の営農環境に悪影響を与えるほか、農地が副次的にもつ遊水機能をも低下させ、田園景観を損なうことから、耕作されない農地は、市民との交流およびレクリエーションの場としての活用を図るため、ふれあい農園の充実を検討します。



(4) 環境共生型社会の実現

① 多様な生態系の保全に向けた取組みの推進

鈴鹿市の自然調査の結果を基に、鈴鹿山脈や里山などに生息・生育している貴重な動植物の保全に努めます。

また、市民参加を通じた身近な動植物の調査観察会を継続的に実施し、身近な環境の変化を敏感に感じ取り、環境づくりに参加する市民意識の醸成を促します。

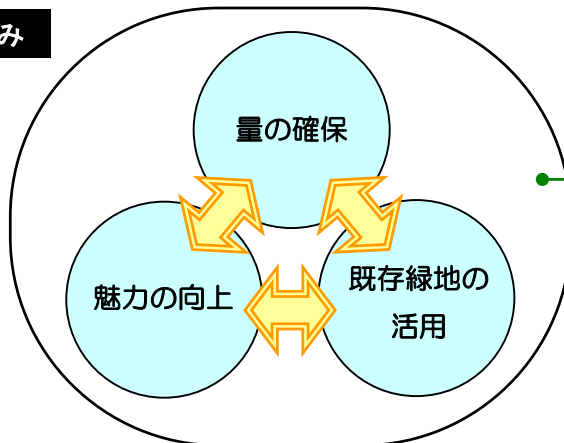
② 緑のリサイクルの推進

公園や街路樹から発生する樹木の剪定枝葉などの植物廃材については、チップ化することによって資源の循環を図ります。

チップは、肥沃な土壌生成や保水力の向上、自然系の公園緑地の園路や遊具下のクッション材等に活用したり、緑化意識の普及啓発の一環として、緑化イベント等において市民に配布するなどの取組みを実施します。

2)方針2(緑の拠点となる公園緑地等の整備および確保を図ります～緑の拠点整備～)に対する施策の展開

施策の枠組み



都市の拠点、身近な生活圏の拠点としての公園づくりの枠組み

(1) 都市公園の整備

① 身近な都市公園の整備

街区公園、近隣公園、地区公園といった市民が日常的に利用する身近な都市公園については、特に市街化区域内の人口密集地で、都市公園の充足度の低い地区を優先しながら整備を進めます。

また、市街地再開発事業や土地区画整理事業といった面的な都市基盤整備においても都市公園を確保していきます。

さらに、都市公園の用地確保の一環として、都市公園法に基づく土地所有者からの借地方式を活用し、より効率的な都市公園の整備を図ることを検討します。

なお、身近な公園を整備する際は既設の公園も含め、特に地域住民の防災に配慮することとし、具体的には、防災上有効な植栽、広場、照明施設などの配置を行いながら、一次避難地としての機能を有するものとしします。



② 特色ある都市公園の整備

都市計画決定されている深谷公園の整備を図ります。この深谷公園は、周辺の豊かな自然環境と調和させ、自然とのふれあいを実感できる『里山ゾーン』の緑の拠点として整備を進め、周辺に位置する鈴鹿スポーツガーデンとの連携を図ることにより、市南西部におけるスポーツレクリエーション拠点としての活用も図ります。

また、鈴鹿フラワーパークや海のみえる岸岡山緑地などの既設の都市公園については、それぞれがもつ特色を活かし、適切な施設整備と維持管理のもと、まちの緑の拠点としてその質を高めていきます。

さらに、市民の散策やスポーツレクリエーションの拠点である鈴鹿川河川緑地については、住民ニーズの把握に努め、関係機関との調整により、その区域拡大等の措置を講じることとします。



(2) 魅力ある公園づくり

① 都市公園の緑化推進

新設する都市公園は緑豊かな公園となるよう努めます。また、既設の都市公園についても、四季を通じて花が咲き誇る公園、芝生の広がる公園、住む人に魅力や親しみが感じられるようなシンボルツリーの植栽、延焼防止のための緑のボリュームアップ、身近な生き物の生息環境を確保するためのビオトープづくりなど、公園が魅力あるものとなるよう、市民の意見を取り入れた公園の緑化の手法等を検討します。



② 住民ニーズに配慮した公園再整備

子供から高齢者まで、誰もが憩える公園の整備を推進していきます。具体的には、既設の身近な公園を中心として、設置からある程度年数の経過した公園や周辺の世帯構成の変化などにより住民のニーズに合わなくなった公園については、住民の意向の把握に努めながらその再整備を図ります。

また、障害者、高齢者等が利用しやすい公園づくりを推進するため、便所、出入口などの公園施設のバリアフリー化を進めます。

③ わがまちの公園づくり

都市公園の魅力化の一環として、行政主導ではなく、地域住民が主体となり、住民とともに育っていく都市公園をめざすため、住民が公園の日常的な維持管理に深く関わっていけるよう、除草清掃だけでなく、花壇への花の植付けなどを支援するため、「公園美化ボランティア」を制度として充実させ、住民にとって自慢となる公園づくりを実践できるようにします。



(3) 多様な手法を用いた公園緑地等の確保

① 子供広場等整備補助制度の活用

鈴鹿市では、地域住民が、児童に対して安全な遊び場を与え心身の健全な発達に資するとともに、スポーツを通じて地区住民相互の連帯を図ることを目的として整備する「子供広場」および「運動広場」について、鈴鹿市子供広場等整備事業補助要綱に基づき、その整備等に対する補助事業を実施しています。

この制度については、地域住民にとって都市公園と同等の機能を発揮する公園広場の確保が図られるという効果があることから、市の都市公園整備事業を補完する制度として有効に活用していきます。

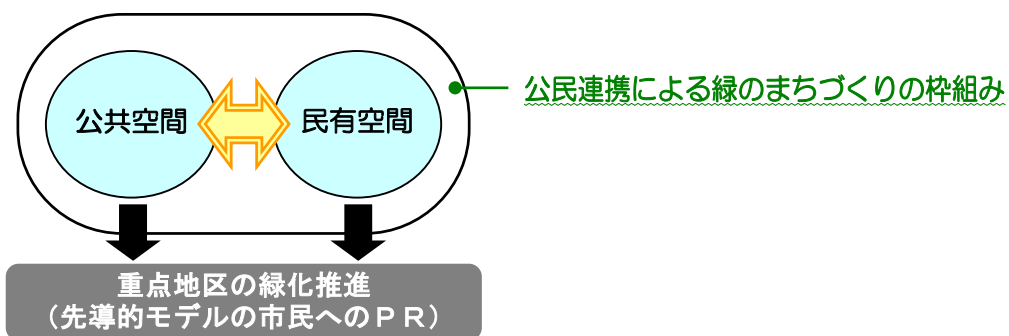
② 市民緑地契約の締結

都市において緑とオープンスペースを確保していくためには、都市公園の整備とあわせて、都市内に残された緑地の保全を図るとともに、これを住民の利用に供する緑地として確保・整備することが重要です。

鈴鹿市では、都市緑地法に規定されているこの「市民緑地」制度を用い、土地所有者との借地契約の締結を行い、都市公園に準じた公園緑地の確保を検討します。

3) 方針3(魅力ある豊かな緑空間およびそのネットワークを図ります～まちの緑化推進～)に対する施策の展開

施策の枠組み



(1) 公共用地の緑化推進

① 公共施設の緑化推進

市役所、文化会館などの公共施設は、多くの市民が訪れる市のシンボリック施設であることから、公共施設については、緑のもつ環境・防災・景観機能に配慮して積極的な緑化を推進し、市民・企業等の緑化を先導します。

また、これから新設や改築をしようとする公共施設については、十分な緑化スペースを確保するよう努めます。



② 学校の緑化推進

緑豊かな学習環境を提供するため、児童・生徒の安全確保に気配りした小・中学校の緑化を推進します。具体的には、学校の森づくり、シンボルツリーの育成などを通じ、施設の緑化推進を図るとともに、次代を担う子供たちに自然を学ぶ場を提供する取組みについて充実していきます。

③ 道路緑化の推進

都市計画道路などの幹線道路は、緑のネットワークを構築する上で主となる環境軸と位置付けられるため、その整備にあわせて、積極的に道路幅に応じた街路樹による緑化を図ります。その際の樹種の選定にあたっては、騒音や排気ガスの軽減、景観の向上などの機能を考慮して行います。

また、街路樹については、自然の樹形の保持や、枯死などで生じた欠損箇所への補植など適正な維持管理に努めるとともに、駅前広場等へ花類の定植を進めることにより、四季の移り変わりや潤いを感じられるといった道路景観の向上を図りながら、花を通じ、植樹帯の維持管理に対する市民の参加意欲の向上も図ります。



④ 河川の緑化推進

鈴鹿川などの水辺は、水と緑のネットワークを構築し、潤いのある景観の形成に果たす役割が大きいことから、関係機関との連携を図りながら周辺の自然環境を活かした多自然型川づくりによる豊かな自然の保全と再生を検討します。



(2) 民有地の緑化推進

① 住宅地の緑化推進

住宅地の緑は、まちの緑の連続性を促進する要素であり、特に接道部は公共性が高いことから、その緑化を推進し、住宅地の景観と防災性の向上を図ります。また、庭での花壇づくりや植樹による緑化、庭にその余地のない住宅でも、玄関周りや軒先などでのプランター等による緑化を推進します。

これらの住宅地における緑化を推進するため、花や植木の苗の配布、塀を生け垣とする際の助成制度などの導入を検討します。



② 工場・事業所の緑化推進

工場の緑は、公害防止、防災機能、景観の向上を図る上で重要です。鈴鹿市の比較的規模の大きな工場については、生産環境と周辺環境との調和がとれた理想的な緑化がなされています。このようなことから、新設される工場等については、関係規定に基づいた緑地の確保を指導します。

また、小規模な工場・事業所についても、まちの環境と景観に影響を与えることから、接道部の緑化等を働きかけていきます。



③ 開発時における緑化推進

開発事業の施工に際し、一定の緑地の確保、生垣等の設置など適正な指導を行うことにより開発区域内の緑化に努めます。

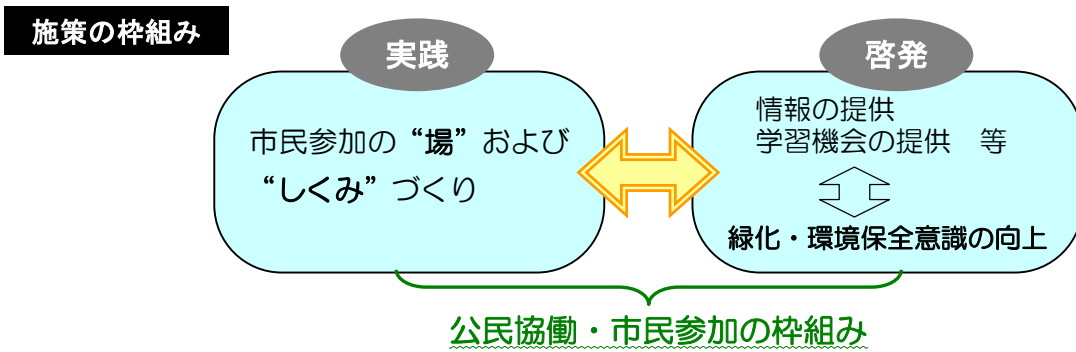
(3) まちの重点的な緑化推進

①「緑化重点地区」制度の活用

緑化重点地区は「緑の基本計画」制度創設に伴い、法律上の制度として創設されたもので、緑化重点地区においては、行政による重点的な緑化施策に加え、住民および企業等がそれぞれの立場で自主的な緑化の推進が行われることを求めており、それぞれの主体の協働によって緑化を進めるモデル的な地区です。

鈴鹿市では、今後の鈴鹿市緑の基本計画の実施にあわせ、まちの緑化推進の一環として「緑化重点地区」制度を活用していきます。

4)方針4(市民との協働による緑づくりを図ります～市民参加の促進～)に対する施策の展開



(1) 市民との協働に向けたしくみづくり

① 緑づくりの支援

住宅や工場・事業所などの民有地緑化を推進するため、助成制度や花植木などの配付事業など、市民や企業のニーズに柔軟に対応できるよう支援施策の導入を検討します。

② 緑化推進のための環境づくり

地域住民が主体となった緑づくりを推進するため、都市計画や協定によるまちづくりの手法などを活用し、緑地の確保や接道部緑化などを誘導していく環境づくりを推進します。具体的には、地域住民の合意や地域の特性に応じた緑地協定の締結や地区計画の策定、土地区画整理事業や市街地再開発事業といった面的な基盤整備事業、さらには緑化重点地区の指定と地域住民との連携によるまちの重点的な緑化推進などにより、緑豊かなまちづくりを図ります。



③ 市民が主体となった緑へのかかわり

新しく整備する身近な公園については、住民のニーズに配慮しながら推進することとします。

また、地域住民による既存の公園の維持管理については、既存のボランティア事業を拡充し、清掃・美化活動にあわせ、さらに積極的かつ活発な維持管理活動が図られるよう、花苗支給と花壇づくりに関する制度を充実化し、『樹木の里親制度』についても導入を検討します。



④ 緑の基金の育成と効果的な活用

市民や企業に対する啓発活動を積極的に展開することにより、緑の基金の育成と緑化推進事業に対する効果的な活用を図ります。

(2) 緑を守り・つくる意識の共有

① 環境学習等の充実

市民が自然や緑にふれあう機会がもてるよう、自然観察会や自然体験学習などを開催し、市民の緑化意識や自然環境保全の認識の高揚を図ります。また、金生水沼沢植物群落等のリーフレットを作成し、環境学習の推進を図ります。



② 緑に関する講座等の開催

緑に関する専門家などによる花植木の育成や管理の講習会や、生涯学習の場などにおける園芸教室等を開催し、緑化に対する市民の関心を高めていくことに取り組みます。

③ 緑化イベントの開催

市民が緑に親しみ、緑に対する関心を高める機会として、緑化イベントを開催します。この緑化イベントにおいては、本計画の周知を含め、花植木の即売会や無料配付、記念植樹、各種講習会、緑に関する絵画・写真コンテストなどを実施し、市民と緑の接点を増やすことに取り組みます。



④ 緑に関する顕彰制度の導入

花と緑があふれるまちづくりに対する気運を高めるため、花壇コンクール、ガーデニングコンクールの実施や、緑に関連した自然環境保全活動や緑化活動に対し功績のある個人、企業、団体等を表彰する制度の導入を検討します。

⑤ 緑に関する情報提供

市内外で実施されるイベント、市民の緑化活動の取り組みなど、緑に関する情報を市の広報紙やホームページを通じて広く市民に提供します。

3 確保すべき緑地等の目標水準の考え方

将来的な市街化の進展に伴い、緑については減少していくことが想定されますが、緑地保全および緑化推進施策として、都市公園の整備推進、今ある緑を市民緑地契約などの手法を用いながらより持続性を担保された緑地として確保していくことに取り組み、また、緑そのものを増やすため、公共施設や民有地における緑化を推進し、失われていく緑地を補完していくことに努めながら、目標年次においても現況の緑地量を維持することをめざします。

■都市公園の整備目標 市民一人あたりの都市公園面積

現況（平成14年） 7.78 m²/人 → 目標年次（平成37年） 10.0 m²/人

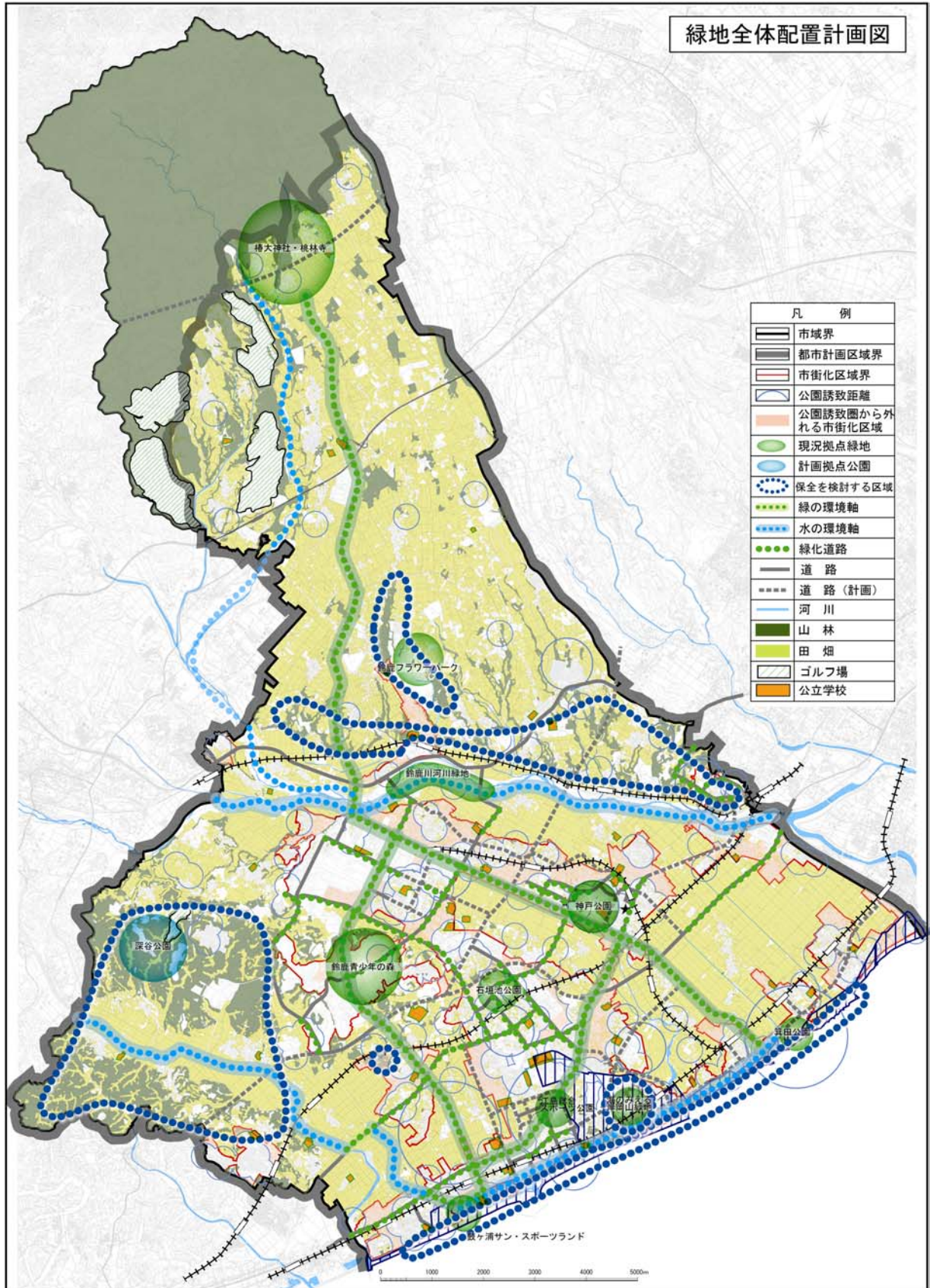
■都市内の緑地 都市計画区域内の緑地率

現況（平成14年） 52.2% → 目標年次（平成37年） 52.2%

		現況 2003年 (平成14年)		中間年次 2015年 (平成27年)		目標年次 2025年 (平成37年)	
		都市計画区域		都市計画区域		都市計画区域	
		整備量	整備水準	整備量	整備水準	整備量	整備水準
		面積(ha)	(m ² /人)	面積(ha)	(m ² /人)	面積(ha)	(m ² /人)
施設 緑地	都市公園	151.34	7.78	186.00	9.30	200.00	10.00
	公共施設緑地	94.90	—	94.90	—	101.90	—
	民間施設緑地	545.73	—	547.23	—	548.73	—
	施設緑地計	791.97	—	828.13	—	850.63	—
地域制緑地計		8,036.10	—	7,999.60	—	7,977.10	—
施設緑地と地域制緑地の重複			—		—		—
緑地総計		8,828.07	—	8,827.73	—	8827.73	—
人口		都市計画区域	194,490人	都市計画区域	200,000人	都市計画区域	200,000人
面積		都市計画区域	16,916ha	都市計画区域	16,916ha	都市計画区域	16,916ha
緑地の確保目標水準		都市計画区域面積 に対する割合	52.2%	都市計画区域面積 に対する割合	52.2%	都市計画区域面積 に対する割合	52.2%

4 緑地全体配置図

前項までに掲げた緑地保全、公園整備、都市緑化に関する施策を展開することにより、これらが水と緑の環境軸によってつながれた緑あふれるまちづくりの実現をめざします。



第5章 計画実現のために

1 協働による緑づくり

鈴鹿市緑の基本計画は、本市の緑の将来あるべき姿を「テーマ」として示し、その実現のための「基本方針」・「目標とする数値」を掲げ、緑地の保全と緑化推進に向けた具体的施策を示すものですが、より実効性の高い施策の展開を図るため、次のとおり緑づくりに関する取組みを推進していきます。

①市民との協働による緑づくりの推進

緑の基本計画の推進にあたっては、行政だけでなく、市民や事業者の緑づくりへの参加と協力が不可欠です。

そこで、本市では、計画が策定された趣旨を市民、事業者、行政が互いに理解し、適切な役割分担と相互のパートナーシップを基本としたまちの緑づくりを推進していきます。



【協働による緑づくりの推進イメージ】

②計画内容の周知と啓発

緑の基本計画を推進していくためには、計画の内容を市民や事業者に広く周知する必要があります。

このために、計画の概要をまとめたパンフレットの作成と配布、市広報誌への記事掲載、市のホームページへの情報掲載などを行います。

③市内における推進体制

計画の実効性を高めていくため、緑の保全・緑化推進の施策にかかわる関係各課の総合的な調整機能の充実を図り、相互の連携を強化します。

また、市内には、国や県が管轄する河川等の公共施設があるため、これらの関係機関との連携と協力を強化します。

④事業推進プログラムの策定と施策の進行管理

計画の実現を図っていくため、必要に応じて、計画に盛り込まれた施策の実施計画となる「事業推進プログラム」を策定し、これに基づく市民、事業者、行政が行動した成果や施策の実現化のチェック、点検、把握するための進行管理について検討します。

⑤計画の改定、見直し

緑の基本計画策定後の社会情勢の変化等に対応していくため、必要に応じて計画の改定、見直しを行い、計画内容の充実を図ります。

第6章 資料

1 策定経過

平成15年度に現況調査および緑に関する市民意識調査を行い、鈴鹿市の緑の解析および評価、緑の課題のとりまとめを行いました。

平成16年度に市民公募で選出された委員2名を含め計10名で鈴鹿市緑の基本計画策定委員会を計6回開催し鈴鹿市緑の基本計画の策定を進めました。

開催日	内 容
第1回 平成16年12月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・鈴鹿市の現況（自然的条件・社会的条件・緑地現況調査） ・市民意識調査結果 ・緑の解析評価及び課題の整理
第2回 平成17年1月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の基本方針（基本理念・計画テーマ・基本方針） ・緑地の目標水準の検討
第3回 平成17年2月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の基本方針（基本理念・計画テーマ・基本方針） ・緑地配置に関する計画 ・緑地の保全および緑化推進のための施策展開
第4回 平成17年3月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地の保全および緑化推進のための施策展開 ・計画の実現に向けて
第5回 平成17年10月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・鈴鹿市緑の基本計画素案のとりまとめ
第6回 平成18年1月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・鈴鹿市緑の基本計画原案のとりまとめ ・市長への提出

2 策定委員

鈴鹿市緑の基本計画策定委員会委員名簿

構成区分	氏 名	団体名等および役職名
学識経験者	笠原 六郎	三重大学名誉教授
関係団体	田中 敏	鈴鹿農業協同組合 常務理事
	鴨川 裕美	鈴鹿工業クラブ 旭化成ライフ&リビング(株)鈴鹿工場
	都島 義和	鈴鹿市観光協会 (株)鈴鹿サーキットランド
	北川 保	鈴鹿市自治会連合会 会長
	平澤 只二	鈴鹿市ボランティア連絡協議会環境部会 部長
	伊藤 雅章	「みささぎの郷」里山づくりの会 代表
関係行政機関	明石 一郎	三重県北勢県民局生活環境森林部 森林・林業室長
公募選出市民	花井錬太郎	NPO理事
	寺井 和子	保育士

3 用語解説

あ 行**一次避難地**

地震、火災等の災害発生時において、地域住民の集団による広域避難を行うために、近隣の住民等が一時的に集合する場所のことです。

運動公園

【都市公園の種類】一覧表参照（P.44）

オープンスペース

公園、広場、河川、湖沼、山林、農地など建物が建ってない空間の総称です。

か 行**街区公園**

【都市公園の種類】一覧表参照（P.44）

河岸段丘

河川に沿う階段状の地形です。浸食作用により、もとの河床が現在の河床より高い台地になっているもので、土地の隆起や水量の変化などにより生じ、その回数に応じて何段かの段丘を形成します。

環境学習

人間を取り巻く自然および人為的環境と人間との関係において、人口、環境汚染、資源の配分と枯渇、自然保護、運輸、技術、都市と地方の開発計画が、人間の環境に対していかなる関わりを有するかを理解するための学習のことです。

近隣公園

【都市公園の種類】一覧表参照（P.44）

グリーンベルト

大気汚染・騒音・悪臭等から生活環境を守る目的で、発生源と居住地域との間に確保された相当程度の広さを有する緑地のことです。

原風景

意識に浮かぶ風景の中で、その人のものの考え方に大きな影響を及ぼした体験（幼少期の体験等）を思いを起こさせるイメージのことです。

県立自然公園

国立公園、国定公園と同じく、自然公園法に基づいて県条例により指定される公園です。自然の風景地を保護するとともに、利用の増進を図り、県民の健康、休養、教化に役立てることを目的とします。

公共施設緑地

都市公園以外の公有地、または公的な管理がなされており、公園緑地に準じる機能を持つ施設のことです。

さ 行**里親制度**

市民と行政との協働事業の一つで、1985年アメリカのハイウェイの美化清掃が始まりです。市民団体が公共施設の里親（アダプト）になり、任された施設の管理を行うことです。

里山

都市と山間地の中間に位置し、集落とその周りの雑木林、農地、ため池などが一体となった地域をさしています。これらは、古くからの人々の生活の営みを通じて作り出され、維持されてきたものです。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発や整備等を行う区域です。具体的には、市街地を形成している区域および概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のことで、

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のことで、開発行為や建築行為などに厳しい規制が設けられ、市街化を促進する都市施設は設けないものとされています。

市街地再開発事業

既成市街地を再開発することによって新しい時代に対応する市街地を創出する事業。

施設緑地

国や地方公共団体が土地を取得して、目的に応じた公園等を整備・公開する緑地のことで、一般的には、都市公園法に基づく公園等がこれに該当します。

自然公園

わが国の優れた自然の風景を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養、教化に資することを目的として、昭和32年に制定された自然公園法に基づき指定される国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の総称です。

市民緑地

土地の所有者が自らの土地を住民の利用に供する緑地として提供することを支援するとともに、緑の保全を推進するため、主として土地所有者からの申出に基づき、地方公共団体等が当該土地の所有者と契約を締結して、一定期間住民の利用に供するために設置、管理する緑地のことで、

借地公園

企業等の所有する民間遊休地を借地し、公園としたものです。従来の都市公園法では「公益上特別の必要がある場合」等を除きみだりに都市公園を廃止してはならないとされていましたが、借地公園において借地契約が終了した場合には、都市公園を廃止できることとし、土地所有者が都市公園として土地を提供しやすくなるようになりました。

住区基幹公園

主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境およびレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な身近な利用に供するために、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園で、その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分されます。

植生

ある場所に生育している植物の集団のことで、荒原・草原・森林などはその例です。

植物群落

環境に寄生的に依存し、また、競争によって条件づけられた植物の種類の組み合わせのことで、ある種の単位性と個別性を持った植生の単位で、単に群落または植物社会ともいいます。

水源のかん養

森林の樹木や地表植生などによって、降雨を地表に徐々にしみこませ、河川流量を一定にする機能。洪水の防止と水資源の確保に資する。

生態系

ある地域（地球規模から池まで）の生物のまとまりが、非生物的環境と相互関係を持ち、生物と非生物間の物質の循環を行うシステムのことで、

生物多様性

もとは一つの細胞から出発したといわれる生物が進化し、今日では様々な姿・形、生活様式をみせています。このような生物の間に見られる変異性を総合的に指す概念をいいます。

総合公園

【都市公園の種類】一覧表参照（P.44）

た 行

多自然型川づくり

治水上の安全性を確保しつつも、生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しない、また、改変せざるを得ない場合でも最低限の改変にとどめる、とする自然環境に配慮した河川工事をいいます。

地域森林計画対象民有林

森林法に基づき地域森林計画が対象とする民有林。

「森林」から、

- 1 国有林
- 2 自然的・経済的・社会的諸条件およびその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林

を除いた区域。

県、市町村に備えられた「森林計画図」（1/5,000）で公表されています。

地域制緑地

風致地区、近郊緑地保全区域、歴史的風土保存地域、特別緑地保全地区、緑地保全地域、生産緑地地区等、一定の土地の区域に対して指定し、その土地利用を規制することで、良好な自然的環境等の保全を図ることを目的とした都市計画体系上の緑地保全に係る制度の総称をいいます。

地区計画

それぞれの地区の特性を活かした個性的で良好な環境の街区の整備および保全を図ることを目的として、都市計画法第12条の5の規定に基づき、一体的な街区について、主として街区内の居住者等の利用に供される道路、公園等の施設の整備、建築物の建築等に関し必要な事項を一体的かつ総合的に定めて街区内の開発行為等を規制し、誘導していくために、市町村が都市計画に定める計画制度。

地区公園

【都市公園の種類】一覧表参照（P.44）

都市基幹公園

主として一つの市町村の区域内に居住する者の安全で快適かつ健康的な生活環境およびレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を単位として設けられる基幹的な公園で、その主たる機能から総合公園および運動公園に区分されます。

都市計画区域

都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域をいいます。具体的には、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定しています。

都市公園

都市公園法の第2条において定義されるもので、地方公共団体が都市計画施設として設置する公園緑地、地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園緑地、この2つの他に国営公園を含めたものです。

都市公園法

都市における営造物としての公園の設置および管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的として昭和31年に制定された法律。

都市緑地

【都市公園の種類】一覧表参照 (P.44)

都市緑地法

都市における緑地の保全および緑化の推進に関する必要事項を定めるための法律。都市緑地保全法から名称変更がなされた法律です。改正で、従来の「緑地保全地区」が「特別緑地保全地区」となり、新たに、「緑地保全地域」、「緑化地域」などが新設されました。

土地区画整理事業

都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善および宅地の利用増進を図るために、土地区画整理法に従って行われる、土地の区画形質の変更および公共施設の新設・変更を行う事業。

な 行**ネットワーク**

都市の構造を構成する要素（緑、水辺など）や主な施設（道路など）等が連結され、相互の機能を高めることです。

農振農用地

県知事が指定した「農業振興地域」について、市は「農業振興地域整備計画」を策定し、その中で、今後おおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保し、農業振興を図っていかうとする優良農地について、「農用地等」として利用すべき土地の区域（農用地区域）を指定します。これを「農用地利用計画」といい、

ここで指定された「農用地等」を「農振農用地」（いわゆる青地）といいます。

は 行**パートナーシップ**

共通の目的を達成するために、市民・事業者・行政などが対等な立場で、それぞれの役割を担いながら連携・協働すること。

白砂青松

白砂青松とは、白い砂と青い松のことであり、白い砂浜と黒松林の青葉との色彩の対比を愛でる海岸風景の形容です。

海岸などの美しい風景をいいます。

バリアフリー

都市環境・建築等の物理的な障壁、人間の意識や態度、行動等の背景にある心理的な障壁、社会的な制度における障壁等を全て取り除くこと。

ヒートアイランド現象

都市部は郊外に比べて気温が高いため、等温線が島状になる現象をいいます。都市の多くが人工的構造物に覆われて緑被地が少ないことや、人間の生活や産業の活動に伴う人工熱の放出、大気汚染などが原因となります。

ビオトープ

特定の生物群落が生存できるような、特定の環境条件を備えた均質な、ある限られた地域のこと。単に植物があるだけの「緑」とは異なり、あくまでも特定の生物が生息していくことができるような生態学的にみても良好な環境の空間と捉えることが特徴。生物を意味するBioと場所を意味するTopeと合成したドイツ語で、直訳すれば「生物生息空間単位」となります。

ふれあい農園

サラリーマンなどの農業従事者以外の人々が、レクリエーションや自家用野菜の生産などを目的として利用するため、農地をいくつかに区画割りした小面積の農地のことです。

このような農地は、一般的に「市民農園」と呼ばれていますが、鈴鹿市では「ふれあい農園」という愛称により、鈴鹿市ふれあい農園開設事業補助金交付要綱に基づきその開設を支援しています。

ま 行**民間施設緑地**

民間施設緑地とは、民有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設のことです。

や 行**遊休農地**

過去1年間以上の間（実質的には2年以上）、不作付の状態となっている農地をいいます。

遊水機能

河川沿いの田畑等において雨水または河川の水が流入して一時的に貯留する機能をいいます。

遊水池

大雨のときに、下流に流れる前にしばらくため、洪水が流れ下る時間をかせぎ、川があふれることを防ぐためのものをいいます。

優良農地

農業生産基盤が整った優れた環境の農用地のことです。

ら 行**緑地**

緑地とは、公園・緑地だけではなく、公園・緑地に準ずる機能を持つ公共施設緑地や民間施設緑地、法、協定、条例等で担保された民有地の緑地を含むものです。

緑地協定

都市緑地法第45条の規定に基づき、都市計画区域内の相当規模の一団の土地等の所有者等の全員の合意により、市町村長の認可を受けて締結される緑地の保全又は緑化の推進に関する協定。協定には、協定の対象区域、樹木を植栽する場所やその種類、違反した場合の措置等が定められ、認可の公告後その区域に移転してきた者に対しても効力を有する。

緑化重点地区

緑化の推進を重点的に図るべき地区として都市緑地法第4条第2項第3号ホに規定している緑の基本計画に任意に定める事項の一つ。当該市町村の緑地の状況等を勘案し、特に重点的に緑化を図るべき地区を定めるもの。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた本で、国際自然保護連合（IUCN）が、1966年に初めて発行したもの。ほとんどの都道府県において、都道府県版のレッドデータブックが作成されているかあるいは作成準備中です。

【都市公園の種類】

種類	種別	内 容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものには、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
特殊公園		風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
緩衝緑地		大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
都市緑地		主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
緑道		災害時における避難路の確保、都市生活の安全性および快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯および歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結びよう配置する。

注）近隣住区：幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方（面積100ha）の居住単位



■市の木（ケヤキ）



■市の花（サツキ）

鈴鹿市緑の基本計画



■発行 平成 18 年 4 月

■編集 鈴鹿市 都市整備部 市街地整備課

三重県鈴鹿市神戸 1 丁目 18 番 18 号

TEL : 059-382-9025 (直)